

第8次 福井県医療計画

【基本計画編】

令和6年3月

福 井 県

はじめに

人生100年時代を迎え、今後は高齢化の進展に加え、疾病構造の変化、医療技術の高度化など、地域医療を取り巻く環境は大きく変化していきます。

また、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療を中心とした地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

こうした状況に対応するには、医療機関や介護保険施設の連携と役割分担を進め、地域において切れ目なく、質の高い適切な医療・介護を効率的に提供する体制が重要となります。

県では、昭和63年に「福井県保健医療計画」を策定し、平成5年以降、5年ごとに見直しを行ってきましたが、前回の第7次計画では、介護保険事業（支援）計画と改定時期を合わせるため、計画期間を6年間に変更し、ドクターヘリ単独運航の開始による救急搬送体制の強化、医師不足地域への医師派遣の充実などを進めました。

また、令和元年12月に中国で発生し、全国的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症については、発熱外来や病床の確保に加え、入院コーディネートセンターの設置、自宅経過観察の導入、オンライン診療や薬の配送、外来における抗ウイルス薬の投与など福井モデルを構築し、死亡率や重症化率を全国と比較して低く抑えるなど、感染症患者に適切な医療を提供しました。

コロナ禍における対応や医療をとりまく環境の変化を踏まえ、今回策定した第8次計画のポイントは「高度急性期からリハビリテーション、在宅医療まで患者の状態に応じた適切な医療を提供するとともに、新興感染症の発生・まん延時においても切れ目なく医療を提供できる体制の構築」であり、政策的に関連が深い感染症予防計画と整合をとった内容としています。

さらに、救急安心センター事業（#7119）の導入や小児救急医療電話相談（#8000）の対応時間拡充、脳卒中・心不全のリハビリに係る人材確保への支援、嶺南地域における急性期医療体制の強化、医師や薬剤師をはじめとした医療人材確保対策の充実などを盛り込みました。

本県において健康な生活を送り、必要な場合は安心して医療・介護が受けることができるよう、県民の皆様はもとより、医療機関、関係団体、市町等のご理解とご協力をいただきながら、この計画を着実に推進していきます。

本計画の策定に当たり、ご尽力いただいた福井県医療審議会および同専門部会、地域医療構想調整会議の各委員や関係団体の皆様、ならびに貴重なご意見をいただいた県民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

福井県知事 杉本 達治

第8次 福井県医療計画 目次

【基本計画編】

第1章 計画の基本的事項

第1節	計画の基本的な考え方	
1	本計画策定の趣旨	1
2	本計画の計画期間	1
3	本計画の基本理念	2
4	他の計画等との関係	2
第2節	第7次福井県医療計画の評価	4
第3節	本県の現状	
1	交通	6
2	人口	7
3	県民の受療状況	11
4	医療提供施設の状況	14
5	医療従事者等の状況	16

第2章 医療圏と基準病床数

第1節	医療圏	18
第2節	基準病床数	27

第3章 地域医療構想

第1節	策定の趣旨	29
第2節	構想区域の設定	32
第3節	2025年の医療需要と必要とされる病床数の推計	33
第4節	構想区域別の地域医療構想	39
第5節	構想の推進体制・進捗管理	63

第4章 医療の役割分担と連携

第1節	医療の役割分担と連携の必要性	
1	各医療機関の役割	64
2	情報通信技術(ICT)を活用した情報共有	70
第2節	公的病院等が担う役割	72
第3節	外来医療提供体制の確保	74

第5章 5疾病・6事業・在宅医療の医療提供体制の構築

(5疾病)		
第1節	がん	75
第2節	脳卒中	76
第3節	心筋梗塞等の心血管疾患	77
第4節	糖尿病	78
第5節	精神疾患	90
(6事業)		
第1節	小児医療	105
第2節	周産期医療	119
第3節	救急医療	144
第4節	災害時医療	158

第5節	へき地医療	173
第6節	新興感染症発生・まん延時における医療	182
(在宅医療)		
第1節	在宅医療	183

第6章 各種疾病体制の強化

第1節	歯科医療	203
第2節	慢性腎臓病（CKD）と透析医療	211
第3節	臓器移植・骨髄移植	217
第4節	難病対策	220
第5節	アレルギー疾患対策	226
第6節	今後高齢化に伴い増加する疾患等（ロコモ、フレイル等）対策	228
第7節	血液確保対策	230
第8節	医薬品等の適正使用	
1	医薬品等の安全性の確保	233
2	薬局の機能強化	235
3	薬物乱用防止対策	238

第7章 医療の安全確保と患者の意思決定

第1節	医療安全相談・対策	241
第2節	患者の意思決定	244

第8章 医療人材の確保と資質の向上

第1節	医師	247
第2節	歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士	248
第3節	薬剤師	250
第4節	看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）	253
第5節	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	259
第6節	診療放射線技師・診療エックス線技師	261
第7節	管理栄養士・栄養士	262
第8節	柔道整復師	265
第9節	その他の医療従事者（臨床検査技師・視能訓練士・臨床工学技士・あん摩 マッサージ師・はり師・きゅう師・社会福祉士・精神保健福祉士等）	266
第10節	介護サービス従事者	269

第9章 計画の推進体制と評価

第1節	計画の推進主体と役割	271
第2節	計画の進行管理	272
第3節	計画の評価	272

(参考) 検討委員名簿、策定経緯、担当課・グループの一覧 273

【がん対策推進計画編】

【循環器病対策推進計画編】

【感染症予防計画編】

【医師確保計画編】

【外来医療計画編】

【医療費適正化計画編】